

滋賀のアーカイブズ

—滋賀県立公文書館だより—

- ・【特集】開館記念誌の刊行 … P.2～3
- ・【利用者の声】琵琶湖疏水に関する資料について … P.4
- ・【公文書館の瓦版】「認証アーキビスト」の誕生 … P.4
- ・【資料紹介⑦】「滋賀県民の歌」楽譜 … P.5
- ・【公文書館の仕事】歴史公文書の評価選別 … P.6～7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス … P.8

ISSN 2435-8223



「滋賀県民の歌」楽譜【資-632】

表紙の写真は、昭和29年の滋賀会館の開館式で発表された「滋賀県民の歌」の楽譜です。この歌の作曲はNHK連続テレビ小説「エール」の主人公のモデルとされる古関裕而が手掛けており、その直筆譜を当館で所蔵しています。

【特集】

開館記念誌の刊行

このたび、当館の開館（令和二年四月一日）を記念して、開館記念誌をサンライズ出版の御協力を得て刊行しました。タイトルは「歴史公文書が語る湖国―明治・大正・昭和の滋賀県―」です。

条例に基づく公の施設として当館は開館しましたが、全国の都道府県立の公文書館としては遅咲きであり、知名度も必ずしも高いとは言えません。

しかし、当館では、明治期以降の歴史公文書一万三一九一冊、行政資料六四八点、寄贈資料五二点と、戦災を免れ保存されてきた貴重な資料を多数所蔵しており、これらは近代における滋賀県の諸政策や組織の変遷、地域社会の実態を示す良質な資料群といえます。また、このうちの、明治期から昭和戦前期の歴史公文書九〇六八冊については、平成二十五年三月に県指定有形文化財に指定されました。今後は、開館の同日に施行された滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、現用公文書としての保存期間が満了した歴史的に価値のある公文書も、逐次、当館に移管されてきます。

そこで、当館が所蔵する特定歴史公文書等の特色や魅力を紹介し、広く県民の皆様をはじめ多くの方々に活用していただく契機とするため、本書を刊行することとしました。

内容は二部構成となっています。第一部「明治・大正・

昭和の滋賀県」では、明治～昭和期を五つの時期に分け、本県の主な出来事を時代の流れに沿って紹介しています。

各章冒頭には、時代をあらわす代表的な資料約二四点の写真を掲載し、簡単な解説を加えました。これらは過去の展示図録をまとめたもので、第二～四章は平成三十年の明治一五〇〇年記念展「湖国から見た明治維新」、第五章は令和三年の本書刊行特別展「湖国遊覧の幕開け」がもとになっています。

本論となる各節では、その時期を象徴するトピックを取り上げ、所蔵資料をもとに詳しく解説しています。これらは、本県の季刊文化誌「湖国と文化」（びわ湖芸術文化財団）に長年にわたって掲載してきた所蔵資料解説を現時点の眼で見直し、修正を加えたものです。このいわば二本立ての構成により、時代の雰囲気をもより身近に感じていただければと思っています。

第二部は、当館の概要や所蔵資料の解説になります。第一章では、当館の利用案内や、開館に至るまでの経緯を紹介しています。

第二章では、所蔵資料の中で、資料群として括ることができ「県官員履歴」や「社寺明細帳」など、これまで本紙の「資料紹介」で取り上げてきた六つの資料群を解説しました。

全体的に、資料写真を数多く掲載し、歴史公文書とはどういふものかを知っていたかのような構成にしました。当館の前身である県政史料室時代には、『公文書でたどる近代滋賀のあゆみ』（サンライズ出版、二〇一三年）を刊行していますが、今回は、それに倍

する量の資料を掲載しています。

この書籍の刊行により、当館が所蔵する資料の魅力の一端に触れていただきますとともに、是非一度、御来館いただければ幸甚に存じます。（中井善寿）

刊行特別展を開催中

湖国遊覧の幕開け

―大正期の風景利用―

令和3年3月1日（月）～4月28日（水）

記念誌第一部第五章で紹介している資料の実物を展示しています。詳しくは本紙八頁の「催し物案内」を御覧ください。



2021年3月1日（月）～4月28日（水）
開館記念誌 湖国遊覧の幕開け
滋賀県立公文書館 一大正期の風景利用―

目次

第一部 明治・大正・昭和の滋賀県

第一章 滋賀県の誕生（明治元々十年）

【概説】 大津県の時代／滋賀県の誕生／新しい自治の仕組み／滋賀県の「文明化」／藩士たちの明治維新／「史誌編輯」のはじまり

1 廃仏毀釈と文化財保護／2 明治時代の城郭保存／3 簿書専務の設置／4 第二代県令籠手田安定／5 近江商人と近江米

第二章 文明開化と滋賀県（明治十一々二十一年）

【概説】 教員養成のはじまり／彦根製糸場の開業／最初の県会開催／鉄道路線の誕生／田川カルバートの建設／新庁舎の完成

1 彦根製糸場と工女たち／2 実現しなかった鉄道路線／3 「海があった時代」の終焉／4 秘密文書が語る自由民権／5 彦根城外堀の養魚場

第三章 白熱する滋賀県会（明治二十二々二十六年）

【概説】 地方制度の確立／インフラの近代化／白熱する滋賀県会／饗庭野陸軍演習場の設置／大津事件1 皇室と近江の幸／2 瀬田唐橋は木造か鉄筋か／3 県庁移転騒動／4 幻の坂井郡／5 瀬田川浚渫と大越亭

第四章 相次ぐ災害と戦争（明治二十七々四十四年）

【概説】 琵琶湖大水害の発生／府県制・郡制の施行／日清戦争と日露戦争／古社寺保存法の成立／「地方改良」の時代／姉川地震と震災記録

1 湖国のスポーツ大会／2 近江鉄道の軌跡／3 大津市誕生／4 天気予報のはじまり／5 京阪電鉄と京津電車

第五章 大正から昭和へ（大正元々昭和二十年代）

【概説】 政友会の党勢拡大／景勝地の利用と保護／滋賀県史の編纂／関東大震災の発生／悠紀斎田の選定／都市計画の策定

1 「未発」の米騒動／2 外国貴賓のおもてなし／3 国際ホテルのさきがけ／4 梵鐘を守った文化財技師／5 GHQの時代／6 マラリアの撲滅

第二部 滋賀県立公文書館の紹介

第一章 利用案内

寄稿公文書館への序章

第二章 所蔵資料の解説

1 県官員履歴／2 社寺明細帳／3 府県史料『滋賀県史』／4 琵琶湖疏水関係文書／5 古社寺調査編冊／6 湖国巡幸の記録



歴史公文書が語る湖国

—明治・大正・昭和の滋賀県—

企画・編集 滋賀県立公文書館

B 5 判 約 200 頁

書店でお買い求めいただけます。

※ 当館では販売しておりません。

サンライズ出版

価格 2000 円（税別）

3 月下旬
発売

【利用者の声】

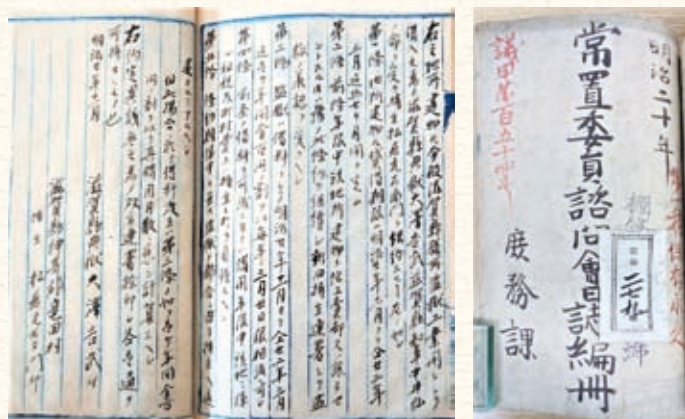
琵琶湖疏水に関する資料について

琵琶湖疏水アカデミー 代表 小森 千賀子

京都市教員を早期退職後、琵琶湖疏水アカデミーを立ち上げ、教育貢献の活動に取り組んでいます。構成員は七人のメンバーとアシスタント（大学院生）で、幅広い分野の研究者や専門機関、地域の方との交流を通して、子ども向けの資料作成などを行っています。先日は、大津市の小松小学校からお声掛けいただき、「滋賀県と琵琶湖疏水」をテーマに訪問授業をしました。また、私自身は、この活動の基盤を支えるために大学院で京都における近代水系と諸地域とのかかわりについて研究に励んでいるところです。

琵琶湖疏水は、京都の近代化を担った大土木事業ですが、滋賀県との関わりも大変深く、本紙第六号でも紹介されている通り、滋賀県立公文書館（以下「同館」）にも多くの資料が所蔵されています。第一疏水の工事（明治十八年～二十三年）で最も難航した第一トンネルの部分は滋賀県に属しており、中でも大津から第一トンネル西口付近の資料は、同館に豊富にあります。元の地形に対してどのような掘削工事を行ったのか、また付近の住民とどのようなかわりを持ったのか、資料からは当時の工事の詳細が浮かび上がってきます【明ね37】。

さらに、疏水煉瓦は、主に山科御陵村の煉瓦製造場で生産していましたが、京都側の資料には、その他にも膳所中ノ庄村在住の大澤から購入した煉瓦



『常置委員諮問会日誌編冊』【明き41-3】

二三万九一五八枚（一一四七円九六銭八厘）など全一七件の記録があります（琵琶湖疏水事務所文書33『領収書綴』京都府立京都学・歴史館所蔵）。しかし、その詳細や大澤がどのような人物かは不明でした。ところが、同館所蔵の『常置委員諮問会日誌編冊』【明き41-3】（写真）には、膳所藩士であった大澤吉武が膳所城跡地の膳所監獄署において囚人に煉瓦を製造させていた事が記載されており、京都側の資料の煉瓦搬入の詳細について確かめることができました。

このように、京都の資料だけでは見い出せなかった事が次々とわかり大変興味深く思います。今後も、様々な資料とフィールド調査を掛け合わせて探究に励みたいと思っています。

【公文書館の瓦版】

「認証アーキビスト」の誕生

当館では、歴史公文書に詳しい歴史公文書専門職員が所蔵資料の紹介や調査研究、保存等の業務に従事していますが、今年一月に当館職員二名が制度開始初年度の「認証アーキビスト」として認証されました。

この認証制度は、これまで公文書管理に関する公的な資格制度が存在しなかったため、今年度新たに国立公文書館が創設したものです。このたびの認証にふさわしい質の高いサービスを提供できるよう、これからも日々の業務の改善に努めて参りますので、引き続き当館を御利用いただきますようお願いいたします。

【認証された者】 大月英雄・杉原悠三

認証アーキビストとは

アーキビスト (Archivist) とは、公文書館をはじめとするアーカイブズ (Archives) において働く専門職員を言い、組織において日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて永続的な価値を有する記録を評価選別し、将来にわたっての利用を保証するという極めて重要な役割を担います。

「認証アーキビスト」制度は、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性および専門性を確保するため、国立公文書館長が知識、実務経験、調査研究能力などを審査して認証する仕組みとして創設されたものです。

【資料紹介⑦】

「滋賀県民の歌」楽譜

昨年(二〇二〇年)六月、NHK連続テレビ小説「エール」の主人公のモデルとなった古閑裕而が作曲した「滋賀県民の歌」(滋賀県々民歌) 自筆譜を含む資料一七点が見つかり、広報課から当館へ移管を受けました。このうち、滋賀県民の歌に関する資料二一点【資632】について御紹介します。

「滋賀県民の歌」とは

戦後、全国的に県民歌の制定のブームが起こり、本県でも昭和二十九年、「理想的な住みよい郷土をつくり、県民の一人一人が郷土を愛し明るい生活を打立てる意欲を盛りあげよう」と、県民歌の歌詞を募集します。当選した作品には曲をつけ、六月に行われる滋賀会館の開館式で発表会を行うこととなりました。

募集には四七一点が集まり、この中から長浜市の新聞記者・夢沢彌の作品が入選、西條八十により歌詞の補作が行われ、古閑により作曲されました。西條は柔らかな曲調でできたコメントしており、古閑も親しまれるだろうと評しています。

この歌は、高松宮を迎えた昭和二十九年六月十五日の開館式において、独唱、斉唱、混声四部合奏による三パターンで大々的に発表されました。その後八日間にわたり行われた会館記念特別講演プログラムでは、無料で歌唱指導も行ったようです。

当館所蔵の楽譜

① 古閑裕而自筆譜【資632・633】

古閑自筆の楽譜で、主旋律と四部合奏用の二つがあります。前者は曲名と作曲者名(五線譜は不明)、後者は五線譜を含めすべてが古閑により記されています。これらの楽譜は、開館式での発表用に作られたものと考えられます。

② 管弦楽用楽譜【資634・639】

管弦楽用のパート譜(全三パート)です。このうち、ヴィオラの楽譜の作成経緯はわかりませんが、ピアノ、トロンボーン、1stトランペット、2ndトランペット、フルート、ヴァイオリン、バス(コントラバス)、ドラム(スネアドラム)のパート譜は、古閑が所属していた日本コロムビア株式会社の五線紙に「作曲・編曲 古閑裕而」と記されており、古閑が開館式の伴奏用に作成したものと考えられます。

また、2ndヴァイオリンとチェロの五線紙には大津管弦楽団の、クラリネットとオーボエには村田昇(元大津管弦楽団指揮者)の名が入っていることから、これらは同楽団が演奏するために追加で作成したものだと推測できます。

③ 鼓笛バンド用【資642】

昭和四十年に学校での演奏用に作成された楽譜で、笛やピアノ、打楽器のパートに分けられています。

④ その他

この他にも、歌詞と主旋律が記されたパンフレット【資640・641】や、昭和五十六年に滋賀県で開催された第三十六回国民体育大会で演奏した吹奏楽用の楽譜

(県民情報室所蔵) もあります。

このように、滋賀県民の歌は様々なアレンジが施され、多様な場面で演奏されてきました。今後も、この歌が皆様に親しまれ、近江の空に響き続けることを願います。

なお、今回御紹介した資料は、利用請求書を御提出いただければどなたでも現物を御覧いただけます。ぜひ古閑直筆の楽譜を手にとって御覧ください(複製物を御利用される場合は、著作権法の範囲内にとどまるよう御留意ください)。(岡本和巳)

註

- 1 中日新聞(昭和二十九年四月七日)。
- 2 中日新聞(昭和二十九年六月四日)。
- 3 『滋賀会館記念誌』(県立滋賀会館、昭和二十九年)。



「滋賀県民の歌」歌碑(県庁本館玄関前)

歴史公文書の評価選別

今年度より本県では、昨年四月に施行された滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、保存期間が満了した現用公文書のうち、歴史資料として重要なものを順次公文書館に移管する仕組みを整えました。本コーナーでは、その概要を御紹介します。

【表1】令和2年度評価選別対象ファイル一覧

- ①『行政文書簿冊目録（昭和21年～昭和56年）』掲載文書 10,074冊
昭和57年4月時点において、滋賀県庁文書庫で保存されていた昭和21年以降の永年保存文書（原課で保管されていた文書は含まない）。
- ②県民情報室選別文書 3,038冊
平成19年から令和元年にかけて、保存期間が満了して廃棄対象となった公文書の中から、県民情報室（旧県政史料室）が歴史的価値を有すると判断し、選別収集したもの。
- ③令和元年度保存期間満了文書（旧永年） 19,308冊
滋賀県公文書等の管理に関する条例の施行に伴い、30年保存となった旧永年保存文書のうち、昭和48年度までに作成されたもの。
＊昭和49年度以降に作成された文書は、令和3、4年度に対象となる予定。
- ④令和元年度保存期間満了文書（有期限） 106,585冊
令和元年度に保存期間が満了した有期限保存文書（保存期間30年以下）。

原課による選別（一次選別）

まず最初に、対象のファイル（表1参照）について、文書を作成した原課（実施機関）が現物確認を行いました。そのうち、ファイル①②③は、条例施行にともなう経過措置に関わるものです。現用公文書として引き続き利用するのは「延長」とし、利用しなくなった文書のうち、「滋賀県文書管理規程」別表第四（基準）に照らして、歴史公文書に該当すると判断したものは公文書館に「移管」、しないと判断したものは「廃棄」と選別されました。

このとき、原課が今後も利用する可能性が高いと考えた文書は、基本的に延長されており（全体の約三割）、歴史資料として重要なものも多数含まれています。それ以外の文書のうち、主に組織の重要な記録や、将来にわたり参照する可能性のあるものが移管されることとなります。これらは、現用公文書として重要な文書だったものが多く、歴史資料としても重要と判断されたものです。

公文書館による選別（二次選別）

次に、対象のファイルのうち、原課の選別において廃棄とされたものについて、公文書館が基準および「保存期間満了後の措置の設定基準」の解釈運用の手引き（手引き）に基づき、歴史公文書の該当性について、専門的見地から移管の要否判定を行いました。専門職員四名が、各自の担当する所属のファイルを選別した後、館長を交えた選別会議において、最終判定を行っています。そのうち、移管と判断したファイルに

ついては、該当する基準の文書区分と判定理由を詳しく記録に残しています。

基準の文言に照らして、移管の要否が判断できるものは、原則として当該記載によりました。たとえば、議会事務局議事課『総務企画常任委員会会議要録』（平成六年）は、基準の文書区分では「11-1-1」（議決その他の審議に関する経緯）に該当し、保存期間満了時の措置は「移管」とされているため、移管としています。本会議と異なり、常任委員会の議事録は刊行されていないためです。一方、政策研修センター『育児休業者職場復帰研修』（平成二十八年）は、基準の文書区分「9-7-2」（職員の研修の実施に関する経緯）に該当し、保存期間満了時の措置は「廃棄」とされているため、廃棄としています。ほとんどの研修は、新たな事実や情報を生み出すものではなく、既知の知識や情報の伝達を目的としたものだからです。

その一方で、基準の文言のみからは判断できないものは、その重要性を主に政策・事業の重要度から判断しました。文書の決裁権者や保存期間、県民生活に与える影響や、県民の関心の度合いといった点から総合的に検討を行っています。その際には、県広報課作成の「滋賀県各部署三大ニュース」や『滋賀県年表』、当時の新聞記事の掲載の有無等も参考とし、必要に応じて現物確認を行いました。たとえば、観光振興局『滋賀県観光振興指針』（平成二十年）は、基準の文書区分では「2-1-1」（計画の策定等および経緯）に該当し、保存期間満了時の措置は「重要な計画に該当するものは、移管」とされています。このファイルの場合、

ともに審議会関係ファイルが八冊作成されているため重要な計画と判断し、移管としました。

そのほか、基準の区分としては「廃棄」に該当するものであっても、特に重要な政策事項等に関するもの（東日本大震災対応等）は、原則として全て移管とし、その他、県民生活の実態を具体的に示すものも、移管の要否を検討しました。たとえば、知事公室『新型コロナウイルスエンザ（総括）』（平成二十年）は、通常廃棄される軽易な内容の文書が綴られています。現在の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、特に重要な政策事項等に関する文書と判断し、移管としています。

審議会への意見聴取（第三者評価）

その後、本県ではより多面的な観点や専門的知見、市民的関心等を反映するため、大学教員その他の学識経験者で構成される滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（公文書等管理部会）への意見聴取を行っています。審議会では、公文書館の判定を付した保存期間が満了したファイルの一覧をもとに、具体的な文書の内容や廃棄理由について、各委員から質問や意見が出され、当館はそのファイルの内容を詳しく調査して、再判定を行いました。

たとえば、健康対策課『ハンセン病帰省招待事業』（平成八年）は、昭和四十一年より隔年実施している定型的な事業に関するファイルであるため、当初は廃棄していました。しかし、委員から平成八年のらい予防法廃止の影響を指摘され、再度現物を確認したところ、平成七年から同事業が毎年実施に変更されている

ことが判明し、同法の影響を伺うことができるものとして、移管に判断を変更しています。

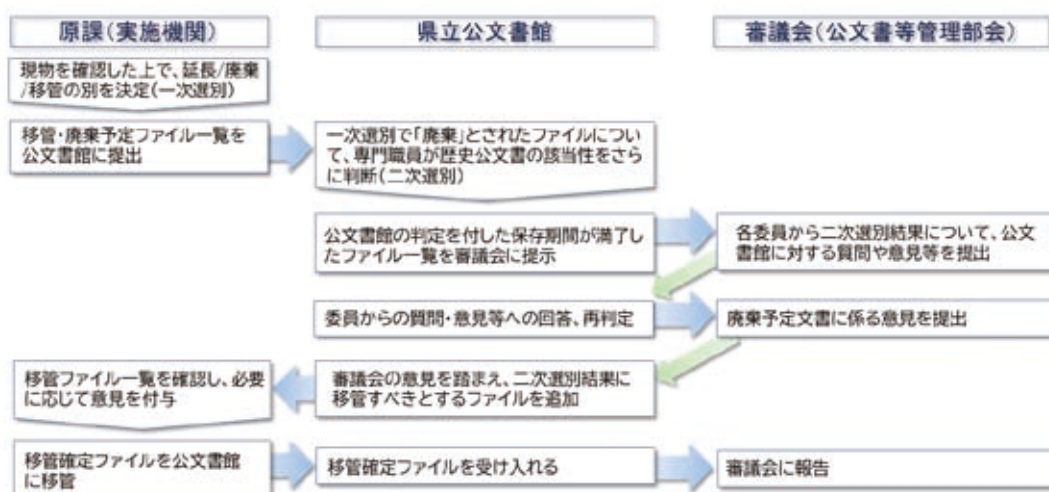
このような再判定の結果、計一三六冊が移管文書に追加されることになり、県は審議会より廃棄予定文書に係る意見を受け取りました。

原課による最終確認（移管文書の確定）

最後に、審議会意見を踏まえた公文書館の移管ファイル一覧について、原課に最終確認をしてもらいました。併せて、個人の権利利益を侵害する恐れのある情報等が含まれている場合、その取り扱いについて、別途意見書の提出を受け付けました。

以上の手続き（表2参照）の結果、令和二年度は計六一九冊が当館に移管されることになりました。そのうち、条例施行にともなう経過措置分を除いたもの（ファイル④）は六八〇冊で、移管率は〇・八%となります。これらの文書は、長期保存の措置や目録整備等の公開準備を進め、令和三年度中には、当館で利用可能となる予定です。

なお、今年度の選別実績は、基準や手引きの改正を通じて、次年度以降の作業に反映していく予定です。たとえば、県立学校に共通する移管文書は、各校からの情報提供や全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の調査等を踏まえて、『学校日誌』と『職員会議録』の二種類に整理しました。今後も選別経験を積み重ね、歴史資料として重要な公文書が適切に当館に移管され、県民等の皆様が将来にわたり必要な情報にアクセスできるように努めていきたいと思えます。（大月英雄）



【表2】滋賀県の評価選別のフロー図

催し物案内

【開館記念誌刊行特別展】

「湖国遊覧の幕開け―大正期の風景利用―」

令和3年3月1日(月)～4月28日(水)

近江八景に代表される景勝地が重要な観光資源として注目を集めた、大正期の観光政策を取り上げます。

★展示資料のうち、『湖国聚英』『滋賀県がいどぶつく第2巻』(景勝地の写真集)は、手に取ってご覧いただけます。



企画展示の様子

今後の新型コロナウイルスウィルス感染症の拡大状況によっては、実施の時期・内容等を変更する場合があります。

利用案内

【利用時間】 午前9時～午後5時

【休館日】 土曜日、日曜日、祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

【閲覧方法】

① ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

② 利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス(本県インターネットサービス)、郵便、FAXで提出します。

* 利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います(やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります)。準備ができ次第、利用決定通知書を送付します。

③ 事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持って御来室ください。

※ 目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

【その他の利用】

- ・ 文書の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(写しの交付もできます)。
- ・ 企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。
- ・ 資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。



- ① JR大津駅から東へ徒歩5分。
- ② 京阪電気鉄道島ノ関駅から山側(南南西)へ徒歩5分。

滋賀のアーカイブズ 第10号 令和3年(2021年)3月31日

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : archives@pref.shiga.lg.jp